

米国経済ウォッチ (No.11-66)

2011年12月1日

広告審査番号 MFB155-111201

MSRC 審査番号 06-B-111201-03

オバマ雇用対策の行方

米国政治政策動向 (2011年12月)

投資調査部 猿渡 英明

03-5203-6501

注目される財政論議

財政赤字削減 (今後 10 年間で 1.2 兆~1.5 兆ドル) の内容を定める超党派委員会の協議が失敗に終わった。事前の取り決めにより、いずれにしろ 1.2 兆ドルの赤字削減が自動的に行なわれることからすれば、財政規律という面では特に問題は生じない。実際、マーケットの反応は限定的であった。唯一、政治に対する不信感が米国債の格下げリスクを意識させる可能性はあったが、格付け会社が早々に格付けの「据え置き」を発表したことから、事態は悪化することなく終息に向かった。

そもそも財政赤字の自動カット (Automatic Sequester) の約半分を国防費が占めるという共和党に不利な内容であったことを踏まえると、オバマ民主党は端から協議の不成立を許容範囲とみていたのかもしれない。もしくは、両党ともに法改正を行えば、削減内容は後にいくらかでも変えることができるという開き直りがあるのかもしれない。しかし、年末までに成立させる必要がある

Budget Control Act of 2011 (S365)	
11/8/1下院→11/8/2上院→11/8/2大統領署名	
①	政府債務残高の上限引き上げ(合計2.1~2.4兆ドル) ・まず9000億ドルの上限引き上げを承認 ・その後は、財政赤字削減幅に応じて、1.2~1.5兆ドルを引き上げ (12年末までの国債発行枠を確保)
②	財政赤字を2.4兆ドル削減(10年間) ・まず9170億ドルの削減を裁量的支出から行なう(内、国防費は3500億ドル) ・その後、年末までに残る1.5兆ドルの削減を決定する(裁量・義務的支出) ・1.5兆ドルの削減内容は特別委員会が11/23、議会で12/23までに決定する (特別委員会は両党6名ずつの合計12名で構成) ・1.5兆ドルの削減決定ができない場合は、強制的に1.2兆ドル以上の削減を実施 (自動的削減措置=Automatic Sequester) ・強制措置による1.2兆ドルは、国防・メディケアを含む全面的な歳出削減となる (但し、メディケイド、年金、公務員給与、低所得者向け支援などは除く)

出所: ホワイトハウス、下院ペイネー議長発表資料などからMSRC作成

「オバマ雇用対策 (The American Jobs Act)」については、民主・共和両党ともに協議の決裂はできるだけ避けたいと考えているはずである。来年に大統領選挙を控えるなかで、景気対策の失敗は両党にとって致命傷になりかねない。

オバマ大統領が提示した総額 4,470 億ドルの景気対策原案については、すでに 10 月時点で審議入りか否決されている。このため議会は景気対策を分割して審議することになっているが (その分割案さえ、すでに二度否決されているが)、中でも、①給与税減税の延長拡大、②緊急失業保険の延長*1については経済や社会への影響が大きく、超えるべき必要最低限のハードルであるといえよう。また、昨年末に成立したブッシュ減税延長法のなかにも、AMT パッチ*2 (約 1,370 億ドル) のように 11 年末に期限を迎える減税がいくつかある。

両党が最終的にもめるポイントは今回の財政赤字削減協議と同じ、その財源であろう。民主党サイドは高所得者向けの増税を財源とした景気対策を望んでおり、共和党サイドはヘルスケアなど他の歳出削減を財源とした景気対策を求めている。いずれも各党のイデオロギーを体現した主張であり、なかなか妥協が難しい。オバマ民主党

米国: 主要財政政策のスケジュール

	11/4Q	12/1Q	12/2Q	12/3Q	12/4Q	
主要な財政政策	給与税減税	▶				
	設備投資減税 (100%償却)		▶ 設備投資減税 (50%償却)			
	失業保険支援					
	AMTパッチ					
			▶ 緊縮財政 (財政管理法)			
			▶ ブッシュ減税			

出所: 各種資料よりMSRC作成

本稿は証券投資の参考となる情報の提供のみを目的としたもので、証券の売買勧誘を目的として作成したものではありません。投資に関する最終決定は、ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本稿の情報は当社が信頼できると判断した情報源から入手したのものにもとづき作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。なお、記載された見解や予測は作成時点における当社の判断ですが、その後の状況変化に応じて予告なしに変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

にとっては、大統領選挙を勝ち抜く上で中低所得者からの支持は絶対不可欠であり、また「ウォール街占拠運動 (Occupy Wall Street)」に代表される最近の格差是正運動を、できるだけ味方につけたいという思いがある。また、共和党にとっても、歳出削減や増税反対など「小さい政府」への志向は、党の存在理由 (raison d'etre) そのものであり妥協のしようがない。

減税自体には反対しない共和党

上院共和党のマコネル (Mitch McConnell) 院内総務は先日、「共和党内の多くの意見 (majority sentiment) は減税延長を望んでいる」とし、共和党としても減税そのものには反対していないことを明らかにした。しかし、民主党サイドが求める「100万ドル以上の高所得者に対する3.25%の増税」はやはり受け入れられないとしている。こうした状況を踏まえれば、景気対策が年末までに成立するシナリオとしては、「民主党が増税の議論を来年まで延期し、一方で共和党が民主党の納得し得る財源を提示する」というパターンが想定されよう。現行の暫定予算が期限を迎える12/16までに、12年度の本予算の成立と同時に景気対策が決まるパターンが最もスムーズな展開であるが、果たして昨年同様に、オバマ大統領が景気対策をクリスマス・プレゼントにすることができるのかまづは注目される。

米国：財政政策の動向

11/9/30	短期暫定予算の成立(第1次暫定予算、~10/4)
11/10/5	第2次暫定予算の成立(~11/18)
11/10/11	オバマ雇用対策の審議入り拒否
11/10/20	雇用対策①(公務員再雇用など350億ドル)の審議入り否決
11/11/3	雇用対策②(インフラ投資など600億ドル)の審議入り否決
11/11/18	第3次暫定予算の成立(~12/16)
11/11/19	雇用対策③(退役軍人の就職支援)の成立
~11年末	*オバマ雇用対策の審議期限
12年度内	*12年度本予算の成立

出所：米議会資料よりMSRC作成

*1：米国の失業保険は、州地方政府が支給する第一段階（26週）、連邦政府が支給する第2段階（EUC：緊急失業保険、最大53週）、さらに州地方政府が支給する第3段階（EB：延長給付、最大20週）の3階建てとなっており、最大で99週の受給が可能となっている。

*2：AMTは代替ミニマム課税 (Alternative Minimum Tax) の略、通常課税では税負担が軽くなる場合に課せられる特別課税。AMT控除額がインフレ調整されないため、最近では中所得層までがAMTの対象となっている。このため、連邦政府はAMT控除額を毎年引き上げることで、AMTに該当する納税者を減らしている。AMTパッチに関しては従来から両党の反対がみられないことから、延長成立の可能性が高い。

オバマ雇用対策 (The American Jobs Act) / 総額4470億ドル	予算 (億ドル)	対GDP比 (%)
11/9/8: 大統領発表		
① 中小企業雇用対策		
・新規雇用に対するインセンティブ 雇用主負担の給与税を軽減(6.2%→3.1%) (給与支払い総額500万ドル以下の企業が対象) 追加の新規雇用、賃上げ分に対する給与税免除	650	0.49
・設備投資減税の延長(12年末まで100%の即時償却)	50	0.04
・中小企業向け規制緩和(申請書類の簡略化など)	-	-
② 雇用創出対策		
・退役軍人の雇用に対するインセンティブ	-	-
・公務員(教職員・警官・消防士)の再雇用	350	0.26
・教育施設へのインフラ投資	300	0.23
・交通インフラの整備(ハイウェイ、鉄道、航空など)	500	0.38
・インフラ投資銀行(NIB)の設立(融資、融資保証)	100	0.08
・不動産部門復興のための雇用支援	150	0.11
・全国規模でのワイアレス・インターネット・サービスの拡充	-	-
③ 雇用復帰支援		
・失業保険(UI)制度の改善 長期失業者に対する再就職支援の強化(就職コンサルティングなど) 失業保険を受給しながらのワークシェアを認可 州政府の雇用対策を支援「Bridge to Workプログラム」 (失業保険を受給しながらの短時間労働の認可など)	490	0.37
・長期失業者の雇用に対するインセンティブ	80	0.06
・若年層、低所得者向け就職支援	50	0.04
・長期失業者に対する雇用差別対策	-	-
④ 家計向け所得支援		
・給与減税の延長と拡大(6.2%→4.2%→3.1%、12年末まで)	1,750	1.32
・住宅ローン借換対策(HARP)の強化を検討	-	-

注：対GDP比は実質GDP13.3兆ドルに占めるシェア
出所：米商務省、ホワイトハウス、OMB(行政予算局)発表資料よりMSRC作成

みずほ証券リサーチ&コンサルティング

本稿は証券投資の参考となる情報の提供のみを目的としたもので、証券の売買勧誘を目的として作成したものではありません。投資に関する最終決定は、ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本稿の情報は当社が信頼できると判断した情報源から入手したのものにもとづき作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。なお、記載された見解や予測は作成時点における当社の判断ですが、その後の状況変化に応じて予告なしに変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【金融商品取引法に係る重要事項】

みずほ証券で取り扱いの商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料（国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大1.20750% [税込み]、最低2,625円 [税込み]の委託手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸費用、等）をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。

商号等:みずほ証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号

加入協会:日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、

社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング

〒103-0027

東京都中央区日本橋1-17-10

TEL:03-5203-6501 FAX:03-5203-6499

URL:<http://www.mizuho-msrc.com/>

みずほ証券リサーチ&コンサルティング

本稿は証券投資の参考となる情報の提供のみを目的としたもので、証券の売買勧誘を目的として作成したものではありません。投資に関する最終決定は、ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本稿の情報は当社が信頼できると判断した情報源から入手したものにもとづき作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。なお、記載された見解や予測は作成時点における当社の判断ですが、その後の状況変化に応じて予告なしに変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。